

## 学校生活について

### ● 生活一般規定

#### 1. 登校・下校・校外生活

- (1) 登下校の時刻を厳守する。
- (2) 登校は、朝のホームルーム開始前に行く。
- (3) 交通道德を守り安全を期する。また、オートバイ・乗用車等に乗車・同乗しての登下校は禁止する。  
なお、制服を着用したまま同様の行為を行うことも禁止する。
- (4) 下校時刻は下記の通りとする。
  - ア 一般生徒は午後5時とする。
  - イ 部活動等は次の通りとする。

(平日) 活動終了時刻	午後6時30分
完全下校	午後7時
(休日及び長期休業中)	
完全下校	午後6時
- (5) 次の場合は、所定の様式により関係職員に届け出て許可をうける。
  - ア 下校時刻後の残留
  - イ やむを得ない事情によるアルバイト
  - ウ 自転車による通学
- (6) 旅行を行う場合は、保護者の承認をうけた上で、所定の様式により関係職員に届け出る。
- (7) 危険な場所、また風紀上好ましくない店や場所には立ち寄らない。

#### 2. 出欠席・校内生活

- (1) 遅刻・早退・欠課・欠席・忌引の場合は担任に届け出る。連絡方法については17ページを参照。
- (2) 忌引は、原則として次の(土日祝日を含めた連続する)期間の範囲内で、出席すべき日数より除外される。ただし、葬儀のため遠隔地に旅行する必要がある場合には、校長はその往復に要する日数の加算を認めることができる。  
父母(7日)、祖父母・兄弟姉妹(3日)、伯(叔)父母・曾祖父母(1日)
- (3) 校内で病気・負傷・事故等のあった場合は、すみやかに関係職員に届け出て指示をうける。
- (4) 次の場合は、関係職員に届け出て許可をうける。

- ア 登校後の外出
- イ 外来者との面会

#### 3. 施設・設備等の使用

- (1) 校舎・校庭は常に清潔・整頓・美化等に努め、気持ち良く生活ができ、授業がうけられるよう留意する。
- (2) 校内の施設・設備・備品等、公共物を破損した場合は、関係職員に届け出る。
- (3) 次の場合は、関係職員に届け出て許可をうける。
  - ア 校内の施設・設備・備品等を使用する場合
  - イ 校内における印刷・出版
  - ウ 校内の掲示

#### 4. 所持品

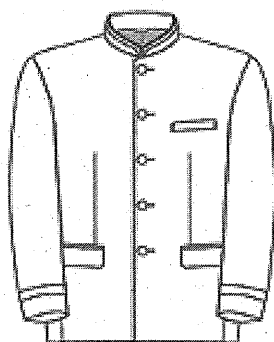
- (1) 所持品には、学年・組・氏名を記入する。
- (2) 必要以上の金銭および不要の物品は持参しない。
- (3) 必要により多額高価な金品を持参する場合は、学級担任に下校時まで保管を依頼する。
- (4) 納入金は、始業時刻前に納入する。
- (5) 生徒間の金銭、その他の貴重品の貸借はしない。
- (6) 紛失、拾得の際はすみやかに係職員に届け出る。
- (7) 金銭の徴収は、学校から保護者あての通知を出して行う。

● 服装規定

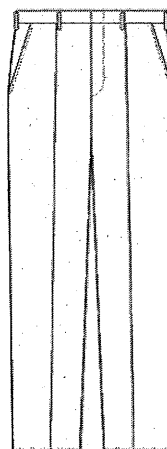
1. 服装は本校所定の制服を着用し、華美を慎み、常に端正にする。
2. 本校の生徒の制服は、別紙図面の通りで、  
男子：所定の上衣、ズボン（黒）  
女子：所定の上衣、スカート、ズボン（グレー）  
Yシャツ、開襟シャツ、ブラウスは白色無地とする。
3. 校章、ボタン等は規定のものを定められた位置につける。
4. 白色無地のポロシャツは、夏季（6月～9月）着用できる。
5. セーター、カーディガン類は、無地で華美でないものとする。
6. 上履・体育館履は本校規定のものを用い、校内では、上履・下履・体育館履を明瞭に区別する。
7. やむを得ない理由（破損、紛失、クリーニング等）で、規定の服装ができないときはHR担任に申し出る。
8. 装飾品は着用しない。（ピアス、イヤリングなど）
9. 頭髪においても染色せず、華美を慎み、品格を持ったものとする。

【男生徒制服】

（上 衣）

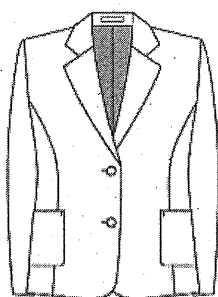


（ズボン）

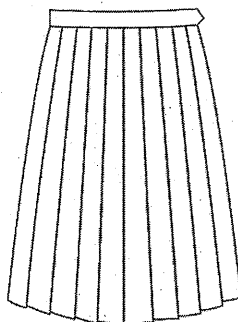


【女生徒制服】

（上 衣）



（スカート）



（ズボン）

